

平成29年第7回狭山市定例教育委員会会議録

開催日時 平成29年7月27日(木)  
午後3時6分から午後4時6分まで

開催場所 市役所 5階 教育委員会室

出席者 教 育 長 向 野 康 雄  
教育長職務代理者 吉 川 明 彦  
委 員 荒 川 和 子  
委 員 橋 本 秀 樹  
委 員 宮 崎 英 子

欠席者 なし

委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

生涯学習部長	滝 嶋 正 司	次長兼教育総務課長	杉 田 幸 伸
社会教育課長	田 中 肇 夫	スポーツ振興課長	五十嵐 和 也
学校教育部長	井 堀 広 幸	参事兼教育指導課長	和 田 雅 士
教育指導課指導主事	新 谷 源 大	入間川学校給食センター所長	小 澤 栄 一
書記	吉 澤 俊 充		

なお、学校教育部長井堀広幸は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、議案第23号の議事については除斥とした。

傍聴者数 5名

報告事項

- 平成29年度春期企画展の開催結果について

報告者(社会教育課長)

(要旨)

春期企画展「僕たちのヒーロー伝説」については、3月11日(土)から6月25日(日)までの89日間開催し、延べ11,929人の入館があった。また、企画展期間中関連事業として、第2回みんなのアンデルセン展、春のまいまい体験講座なども開催した旨の報告がなされた。

- 平成29年度狭山市高等学校説明会について

報告者(社会教育課長)

(要旨)

7月25日(火)及び26日(水)の2日間、狭山市教育委員会・狭山市P

TA連合会の主催事業として市民会館小ホールにおいて中学校3年生を主に対象として開催し、両日で、生徒、保護者合わせて1,000人を超える参加者があった。説明会には、公立高校23校、私立高校26校の合計49校が参加し、それぞれの学校の担当者が来年の入試情報を中心に15分程度説明した旨の報告がなされた。

・子ども大学さやまについて

報告者（社会教育課長）

（要旨）

子ども大学さやまは、武蔵野学院大学、飯能信用金庫、狭山市教育委員会の3者で実行委員会を組織し主催するもので、平成25年度から実施している。小学校4年生から6年生を対象に主に武蔵野学院大学のキャンパスを使用し、10月7日（土）から12月16日（土）までの全5日間開催する旨の報告がなされた。

・給食センター見学会について

報告者（入間川学校給食センター所長）

（要旨）

市民に給食センターの様子を見聞きしてもらい、学校給食に対する理解と認識を深めてもらうよう実施するもので、8月2日（水）に開催する。内容としては、模擬調理体験、エアーシャワーの体験、食材当てクイズなどである旨の報告がなされた。

教育委員からの質疑等では、参加申し込みは不要とあるが、参加人数は例年どのくらいかとの質疑に、昨年度は330名の入場者があり、例年300名ほどの入場者である旨の答弁がなされた。

・各種審議会等の会議結果概要について

報告者（スポーツ振興課長）

（入間川学校給食センター所長）

（要旨）

平成29年度第1回狭山市スポーツ推進審議会及び平成29年度第1回狭山市立学校給食センター運営委員会の開催結果について、その概要の報告がなされた。

教育委員からの質疑等では、学校給食費の改定についての話し合いがあったとのことであるが、どのような意見や質疑がなされたかとの質疑に、主な意見や質疑として、給食費は保護者から徴収するののかとの意見があり、食材費相当分を給食費として徴収するとの答えをした。また、仮に値上げした後どのくらい、その金額が維持できるのかとの意見があり、事務局としても可能な限り数年間は維持したいと考えているが、今後の消費者物価指数であるとか天候の不順によって極端な食材費の上昇等が発生した場合は、これに対応せざるを得な

い場合もあるという回答をした旨の答弁がなされた。

- ・狭山市教育委員会後援名義の使用行事一覧について

報告者（社会教育課長）  
（スポーツ振興課長）  
（教育指導課長）

（要旨）

社会教育課関係 5 件、スポーツ振興課関係 1 件及び教育指導課関係 1 件の申請があり、審査の結果、使用許可を行った旨の報告がなされた。

教育委員からの質疑等では、行事名は、行事が特定できるような名称にしてもらいたい旨の意見がなされ、今後、行事名については一目で内容がわかるものにするように指導する旨の答弁がなされた。

## 議 案

### 議案第 23 号 平成 30 年度使用小学校特別の教科道徳教科用図書の採択について

平成 30 年度から小学校で使用する特別の教科道徳の教科用図書について、第 12 採択地区教科用図書採択協議会の協議結果に基づき、採択するため、提案がなされたものである。

まず、説明として、教科書採択の方法は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（第 10 条から第 17 条）によって定められており、市町村立の小・中学校で使用する教科書の採択の権限は市町村教育委員会にあるが、採択にあたっては、都道府県教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を合わせた地域」を採択地区として設定する。採択地区が 2 以上の市町村の区域を合わせた地域（共同採択地区）であるときは、地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて採択地区協議会を設け、その採択地区協議会における協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科書を採択することとされている（第 13 条第 5 項）。

本市の場合、周辺の飯能市、入間市、日高市教育委員会と第 12 採択地区の採択協議会を設置し、採択を行うこととされていることから、第 12 採択地区協議会における協議結果に基づき、「特別の教科 道徳」に係る教科用図書を採択しようとするものである。なお、これに関して教育委員には、これまでも日頃より学校指導訪問等で学校現場がどのように道徳副読本を活用しているか等を確認していただいているところであり、また、今回の採択に際しては、県教育委員会から出されている「平成 30 年度使用小学校用教科用図書（道徳科）調査資料」とともに、事前に見本本を実際にご覧になっていただいたところである。

7 月 18 日に第 12 採択地区の採択協議会が開催され、これには 4 市の教育長及

び教育長職務代理者が出席し、協議を行ったところであり、その協議結果に基づき、本市教育委員会として、平成30年度から使用する小学校の「特別の教科 道徳」の教科用図書について、別紙のとおり、採択したく提案するものである。

なお、7月18日に行われた採択協議会での協議の内容と結果については、教育長より次のように報告がなされた。

この教科用図書については、各教育委員に8教科書会社のすべての教科用図書を事前に配付させていただき、内容をご覧いただくとともに、6月と7月に、担当指導主事より発行者ごとの主な特徴等について説明を受け、意見交換を行い、これを踏まえて第12採択地区教科用図書採択協議会へ臨んだものである。

採択協議会では、まず、教科書の選定方法について、協議会規約第11条で規定されている、協議による委員の全員一致が見られなければ、投票による選定を行うことを委員間で確認し、次に教科用図書の調査研究を行うために委嘱された専門員の代表から調査研究の結果の報告を受け、それについて質疑を行い、その後、協議のうえ、投票により採択すべき教科用図書を選定することとした。

「特別の教科 道徳」については、8社の教科書について検討を行い、代表専門員からは、「教育基本法、学校教育法の下、小学校学習指導要領の教科の目標との関わり」、「内容の特色・資料の特色・表記表現の特色」、「総括」という3つの大きな観点から報告があった。その後、この報告について質疑応答を行い、続いて、委員による協議とそれぞれの意見が述べられ、投票により選定することとし、投票の結果、生きて働く道徳性を育てるために「問題解決的な学習に対応した教材」、「いじめをしない、許さない 心」を育てる教材、「人との関わりの中で考えることができる学習ページ」など様々な教材が配置され、工夫が見られ、児童の心を揺さぶる感動的な教材や、身近な話題で共感を呼ぶ教材が配置されている、東京書籍の「新しい道徳」が選ばれたとの報告がなされた。

教育長からの報告を踏まえて、教育委員からの質疑等では、教科書の採択にあたり、教員の声はどのように把握したのかとの質疑に、各小学校の教員は、教科書展示会等に参加し、学校ごとに教科書の研究を行っているが、その結果は、各学校より採択協議会事務局へ報告し、採択協議会事務局で集計され、先日の採択協議会でも参考資料として、提示されたところである旨の答弁がなされた。狭山市の小学校においては、これまでの道徳の授業において、どのような副読本を使用してきたかとの質疑に、副読本については、どの出版社のものを使用するかは各学校に委ねられているが、本市の小学校においては、全体の3分の2の学校が東京書籍発行の副読本を、3分の1の学校が文溪堂発行の副読本を使用している旨の答弁がなされた。採択協議会ではどのような質問がなされたかとの質疑に、各教科書会社の教科用図書を研究した専門員の代表から、研究結果の報告をうけたのち、「現役スポーツ選手を扱った教材についてどう考えるのか」、「道徳的価値項目の取り上げられ方」、「発問例の授業での使い方」、「教科用図書の大きさや別冊に関する意見」等について、代表専門員への質問が行われ、その後に採択協議会委員により、「現代的な課題への対応」、「各教材のねらいのわかり易さ」、「教科用図書の発問例のあり方」、「使いやすい教科用図書」等について協議がなされた。しかしながら、選定について特

に具体的な発行社についての意見がなされず、採択図書的一致には至らなかったため、議長の発案により、選定については投票となったものである旨の答弁がなされた。協議後の投票結果について、具体的にはどのようなようになったのかとの質疑に、第12採択地区の採択協議会における投票結果は、東京書籍が6票、日本文教出版が1票、光文書院が1票であった旨の答弁がなされた。教科書とノートの分冊になっている教科書の使いやすさはいかがかとの質疑に、実際の授業の場面を想定すると、児童は教科書を机の上に置き、ノートは机の引き出しにしまっておく、もしくはノートは閉じて所定の場所へ置いておく等して授業を進めて行く想定とする。2冊開いておくと、児童の意識も集中できず焦点化しないだろうと考えるので、学級や学年においてノートの使い方の約束事が徹底できるとよいと思う旨の答弁がなされた。各教材の発問例は、教員にとって、どの程度参考になると思われるかとの質疑に、各教材で用意されている発問例は、特に経験の浅い教員の助けになるが、一方で教材をより有効に活用するには、発問の見極めがしっかりとできるような教師のスキルアップが求められると考えられる旨の答弁がなされた。教科用図書は、児童にとって親しみやすい教材であることも必要と考えるが、このことについてどのように考えるかとの質疑に、いろいろな捉え方ができると考えられるが、これまで受け入れられてきた定番教材を「親しみやすい」として扱っていたり、有名なスポーツ選手を扱った教材を「親しみやすい」として扱ったりと対応しているように考えられる。また、身近な人物などという意味での「親しみやすい」教材としては、これまでも副教材として埼玉県で作成された資料等があるので、これらを活用することも可能ではないかと考えられる旨の答弁がなされた。道徳が教科化にされるということで、これまでの道徳の授業と大きく異なる点はどのような点になるかとの質疑に、道徳の教科化ということで、評価を行うという点である。別冊ノートやワークシートを教員が計画的に活用していくことで、児童の心や態度の変容を見取ることができ、評価に活かせると考えられる。また、児童の記録を家庭との連携に活かすことも可能であり、家庭との連携により児童に実践的態度も培われていくであろうと考えている旨の答弁がなされた。道徳が教科化されるわけであるが、生命に対する尊厳であるとか、そういったことを忘れないで、多様性を尊重して、人権意識を高く持って、教員には子供たち一人一人の感覚や考えを尊重して、心揺さぶる授業をぜひやってもらいたい旨の意見がなされた。

議案第23号については、原案可決した。

以上